

山形大学ソフトセンシング产学連携コンソーシアム（YU-SSC）規約

（制定：2023年11月21日 山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンター長）

（趣旨）

第1条 この規約（以下「本規約」という。）は、山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンター（以下「本センター」という。）の研究開発活動の一つとして実施する「山形大学ソフトセンシング产学連携コンソーシアム」（以下「本コンソーシアム」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本コンソーシアムは、フレキシブルエレクトロニクスおよびプリンテッドエレクトロニクス分野における事業化のための実用化技術を産学連携研究によって開発することを目的とし、本コンソーシアム参加企業の事業への貢献及び大学としての社会貢献を目指す。

（英文名称及び略称）

第3条 本コンソーシアムの英文名称は、「Yamagata University Soft Sensing Consortium for Academia-Industry Collaboration」とし、略称を「YU-SSC」とする。

（代表）

第4条 本コンソーシアムの代表（以下「代表」という。）は、本センターのセンター長（以下、「センター長」という。）が指名し、指名された者の了承を得た上で、センター長が委嘱する。

- 2 代表は、本コンソーシアムが行う活動内容全般を把握、指導、管理、運営、統括する。
- 3 代表は、第8条の規定に基づいて本コンソーシアム参加者（以下「参加者」という。）と山形大学とが締結する契約及び本規約を遵守の上で、本コンソーシアムの概要を公開することができる。

（研究分野及び活動期間）

第5条 本コンソーシアムの扱う研究分野は、フレキシブルエレクトロニクスおよびプリンテッドエレクトロニクス、これに関連する分野とする。

- 2 本コンソーシアムの活動期間（以下、「活動期間」という。）は、2024年1月1日より2029年3月31日とする。但し、代表は、事前に参加者に通知して意見を聞き、センター長の同意を得た上で、活動期間を短縮または延長することができる。活動期間が短縮または延長されたときは、代表から参加者に通知するものとする。

（コンソーシアムへの参加）

第6条 参加者は、第2条の目的に賛同する企業、大学及びその他の機関であって、代表が参加を認める者とする。なお、この際、国立大学法人山形大学（以下「本学」という。）及び日本の官公庁の指導、参加者間の技術競合関係など、本コンソーシアムの円滑運営に必要な諸事項も併せて

- 考慮するものとする。
- 2 本コンソーシアムに参加を希望する者は、本学及び代表に山形大学ソフトセンシング産学連携コンソーシアム参加申込書（別紙様式1）を提出するものとする。
 - 3 代表は、原則として参加者名を公開することができる。但し、非公開を望む参加者名は公開しない。

（コンソーシアムの活動）

第7条 本コンソーシアムは、第2条の目的の達成を目指し、次の活動を行う。

- (1) 第8条に規定する契約に基づく産学連携研究活動
- (2) 本学から参加者への情報提供（技術報告、学会報告など）
- (3) 参加者間の意見交換、情報交換
- (4) 成果の発信
- (5) その他、参加者の事業に貢献できる活動など

（契約）

第8条 参加者は、本学における外部機関との共同研究取扱規程に基づく共同研究契約または学術指導契約など他の契約（以下併せて「契約」という。）を本学と締結するものとする。尚、契約は、研究に要する有料の経費（以下、「研究経費」という）を支払う内容とするものとする。

- 2 参加者は、契約に基づいて契約期間内に創作され、山形大学が単独で出願し特許になった発明（以下、山形大学単独出願特許とする）について、特許が登録された日から3年間、無償で非独占的通常実施権の許諾を受けることができる。この場合の山形大学単独出願特許には、他の参加者との契約に基づくものも含まれる。また、当該通常実施権は、参加者の関連会社に対する非独占的通常実施権を含むものとする。
- 3 前項において「参加者の関連会社」とは、次に掲げる会社をいう。
 - (1) 参加者が直接的又は間接的にその議決権株式の50%超の株式を保有する会社
 - (2) 参加者の議決権株式の50%超の株式を保有する会社
 - (3) 前号に該当する会社が直接的又は間接的にその議決権株式の50%超の株式を保有する会社をいう。

（研究経費）

第9条 参加者は、契約に基づき、研究経費を納付するものとする。

（秘密保持）

第10条 本活動における秘密情報の取扱いは、契約に基づく。

（発明等の取扱い）

- 第11条 本活動における発明等の取り扱いは、契約に基づく。
- 2 本学は、共有発明等について実施の事業をしないことの代償としての補償金を参加者に請求しないものとする。

(運営支援)

第12条 本コンソーシアムの運営支援及び事務は、本センター事務室が担当する。

(退会)

第13条 本コンソーシアムから退会しようとする者は、山形大学ソフトセンシング産学連携コンソーシアム退会届出書（別紙様式2）を代表に提出するものとする。

- 2 参加者は、契約が終了又は解除されたときは、本コンソーシアムから退会したものとみなす。
- 3 前2項による退会が年度の中途の場合、納付された研究経費は、原則として返還しない。

(その他)

第14条 本規約と契約との間に矛盾が生じた際は、契約が優先するものとする。

- 2 本規約の改正は、事前に参加者に通知して意見を聞き、センター長の同意を得た上で、代表が定める。
- 3 本規約に定めるもののほか本コンソーシアムの運営に関する必要な事項は、代表が定める。

附 則

この規約は、2024年1月1日から施行する。

（別紙様式1） 山形大学ソフトセンシング産学連携コンソーシアム参加申込書

（別紙様式2） 山形大学ソフトセンシング産学連携コンソーシアム退会届出書

(別紙様式1)

年　月　日

〇〇契約申込書／
山形大学ソフトセンシング産学連携コンソーシアム参加申込書

山形大学米沢キャンパス長 殿

山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンター長 殿

山形大学ソフトセンシング産学連携コンソーシアム代表 殿

郵便番号

住 所

名 称

代表者名

印

山形大学ソフトセンシング産学連携コンソーシアム規約を遵守の上、下記のとおり山形大学ソフトセンシング産学連携コンソーシアムへの参加を申し込みます。

記

1 法人名	
2 部門名	
3 契約	<p>契約名： 共同研究契約 学術指導契約 その他（ ）</p> <p>研究テーマ：</p> <p>研究経費：</p> <p>研究期間：</p> <p>締結日：令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日</p>
4 研究担当者（申込機関） (所属・職・氏名)	
5 研究担当者（大学側） (所属・職・氏名)	
6 その他 (事務担当者名・連絡先等)	

(別紙様式2)

年　月　日

山形大学ソフトセンシング产学連携コンソーシアム退会届出書

山形大学ソフトセンシング产学連携コンソーシアム 代表 殿

郵便番号

住 所

名 称

代表者名

印

年　月　日をもって山形大学ソフトセンシング产学連携コンソーシアムから退会しますので、
山形大学ソフトセンシング产学連携コンソーシアム規約第13条第1項の規定に基づき届け出ます。

以上